

令和5年度

国の予算・制度等に関する要望

1 品確法の改正について

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律(以下「品確法」と言う)が改正され、第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない」という規定が追加されました。本法改正を受け、令和3年1月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナン業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」には、予定価格の適切な設定などが盛り込まれました。さらに、令和5年4月のガイドライン改正では最新の労務単価の活用などビルメンテナン業務の契約の適正化について踏み込んだ言及がありました。このように、ビルメンテナン業務に関する言及は着実に進展して参りましたが、一方で品確法は基本的に公共工事の品質確保を目的としており(第1条)、ガイドラインだけでは確固なものとなつたとは言えません。

つきましては、品確法を再度改正の上、条文中にビルメンテナン業務に関して明記

2 適切な契約の実現について

(1) 適正価格による契約について
都道府県、市区町村に対し、昨年11月8日付で総務省自治行政局行政課長(以下、「総務省」と言う)から「ビルメンテナン業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等について」という通知が発出され、11月9日付で厚生労働省からも同内容の依頼が発出されております。

また、昨年11月30日付で厚生労働省医業・生活衛生局長(以下、「厚生労働省」と言う)から各省庁宛に緊急依頼が、総務省からは各都道府県契約担当部長等に対して「最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴うビルメンテナン業務に関する契約に係る契約金額の変更について」という通知がなされるとともに、本年8月末には厚生労働省及び総務省から最低賃金額の改定に伴う同様の通知が発出されました。その他、令和5年度の建築保全業務労務単価は令和4年12月に公表された後、その後の賃金動向を踏まえ、令和5年2月に改めて見直しが行われました。

(2) 厚生労働省による調査と公表の継続について

令和5年3月24日、総務省・財務省・国土交通省が「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続きに関する実態調査の結果について」を公表しております。

厚生労働省には、令和4年6月2日付で「ビルメンテナン業務に関する発注関係事務の実施状況調査結果」を公表いただいております。厚生労働省におかれましても、総務省等と同様に毎年度調査・公表をお願いしたい。

(3) エコチューニング認定制度の促進について

令和3年5月26日、改正地球温暖化対策推進法が成立、2050年に温暖化ガス排出を実質ゼロとする方針が明記されました。また、本年2月に環境配慮契約法基本方針の変更が閣議決定され、「エコチューニング」が明確に位置付けられ、「建築物の維持管理契約に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする」

とされました。国・独立行政法人等は義務、地方公共団体等は努力義務とされており、基本方針が徹底されるようお取り計らいいただきたい。

(4) 全庁統一資格付与点数表の見直しについて

各省庁の入札参加資格である「全庁統一資格」における等級算出のための付与点数は、①前2カ年の年間平均生産・販売高実績、②自己資本額の合計、③流動比率、④営業年数、⑤設備の額の5項目で算定されますが、策定以来20年以上にわたって見直されていません。

特に、前2カ年の年間平均生産・販売高実績の配点が最高65点と高く、かつ業務の内訳が考慮されていません。90点以上がA等級、80点以上90点未満がB等級とされ、かつ、等級によって入札参加可能な予定価格がA等級は3000万円以上、B等級は3000万円未満1500万円以上とされており、結果的に大企業優位となっております。さらに、障害者雇用率は厚生労働省の一部部局を除き、算定項目に入っていません。

(5) 入札参加資格の運用徹底について

各省庁の入札参加の際の参加資格についての運用をルールに基づいて実施するようご指導いただいているところですが、先般、新たに特記事項を設け、入札の競争性を担保できない入札参加資格が設けられたケースが生じました。

令和5年度の全国の裁判所入札案件において、特記事項としてAまたはB等級、但しB等級は、「中小企業・小規模事業者であり、本件業務と同等以上の仕様の役務提供をした実績の証明」とされ、これにより、B等級であっても、資本金5千万円以上で従業員100人以上の企業は入札参加できない反面、A等級は参加できるという大変不平等で競争性が担保されない入札条件となっております。

3 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保障適用拡大について

令和2年6月5日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、2024年10月には50人超規模の企業まで適用することとしています。

ビルクリーニング業は、高齢者や女性・障害者の雇用パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となつていますが、ビルメンテナン業務の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナン業務の経営を直撃し、結果的に適用対象外である週20時間未満の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがかねません。

(2) 障害者雇用への支援策について

障害者の法定雇用率は現在、従業員43・5人以上の企業において2・3%ですが、2024年4月以降段階的に引き上げられ、2026年7月からは従業員37・5人以上の企業は2・7%以上となります。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。知的障害者を雇用する場合は必ずサポーター(補助者)の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。障害者雇用を名実ともに促進するため、サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
引上額	28円	0円	28円	31円	41円
時間額	1,013円	1,013円	1,041円	1,072円	1,113円



東京労働局長は、東京都最低賃金を41円引き上げ、時間額1113円に改正することを決定、10月1日に発効した。改正については、7月3日、東京労働局長が東京地方最低賃金審議会に諮問を行い、8月7日、同審議会が現行の時間額1072円を41円引き上げて1113円に改正することが適当である旨の答申を行った。これを受け、東京労働局長は所要の手続きを経て決定し、9月1日に官報公示を行った。

東京都最低賃金は、都内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用され、使用者は、常用・臨時・パートタイム・アルバイトなどの属性、国籍及び年齢の区別なく労働者に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。違反した者は50万円以下の罰金に処せられる。ただし、「精皆手当」「通勤手当及び家族手当」「臨時に支払われる賃金(結婚手当など)」「1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)」「時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当」は最低賃金に算入されない。

厚生労働省では、最低賃金の引き上げ等に向けた環境整備を図るため、「業務改善助成金」(0120・366・440)による支援や、東京労働局委託事業として「東京働き方改革推進支援センター」(0120・232・865)を開設。専門家による相談対応、セミナーなどを実施している。